

(公 印 省 略)
令和4年3月22日

保護者 各位

群馬県立太田高等学校
校長 丸橋 覚

学習用パソコンの取扱いについて (お願い)

春暖の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本県では、昨年より県立高等学校（全日制・定時制）及び県立中等教育学校の全生徒に、1人1台の学習用パソコンを貸与できる体制が整っております。あわせて、生徒自身が所有するパソコンを持参して学習に活用するBYODの導入にも対応できるよう検討を行っているところです。

については、本校ホームページに掲載の「学習用パソコン利用の手引き」及び「群馬県立高等学校等における学習用端末等の貸与に関する要領」等とあわせて、下記事項を御確認の上、学習用パソコンの取扱いについて御理解・御協力をお願いいたします。

記

1 パソコンの貸与について

- ・学習用パソコンの貸与を受ける際は、学習用端末等借用書（本校ホームページよりダウンロード可）に必要事項を記入し提出をお願いいたします。
- ・学習用パソコンの貸与は在学中のみです。卒業後（退学等含む）は、群馬県（各学校）に返却します。

2 パソコンの管理について

- ・学習用パソコンは各自で管理することになりますので、毎日家に持ち帰り、充電をしてから、忘れずに学校へ持参させるようお願いいたします。
ただし、配布直後しばらくは本校から持参の指示があるまで、自宅での保管・活用をお願いいたします。
- ・学習用パソコンを持ち運ぶ際には、クッションケースやソフトケースに収容するなどして、衝撃等による損傷がないようお願いいたします。
- ・学習用パソコンには、フィルタリングソフトを導入しています。自分のパソコンを他人に使用させない、IDやパスワードは厳重に管理して他人に教えない、学習に関係ないサイトにアクセスしないなどの、セキュリティ対策に留意してください。
- ・故障や盗難、紛失等が発生した場合は、速やかに担任へ申し出てください。県が加入する保険で対応できないものについては、家庭で負担していただく場合があります。

3 その他

- ・学習用ソフトウェア「スタディサプリ」の利用料金は県で負担しています（G Suite for Educationは、無料のソフトウェアです）。それ以外の、学校や学年などで個別に契約するデジタル教材（問題集、個別の学習支援ソフト、辞書ソフト等）は、他の教材と同様、費用は各家庭での負担となります。また、校外でのインターネットの接続料金や、家庭での充電にかかる電気料金も各家庭での負担となります。
- ・家庭のWi-fi環境が故障した場合などは、必要に応じてモバイルルータを貸与します。（※1）
なお、貸与するモバイルルータは、学習用パソコン以外は接続できません。
- ・生徒が個人で所有するノートパソコン等を持参して使用するBYOD（Bring Your Own Device）については、県教育委員会の定めるスペック等の条件を満たした場合（※2）、使用可能となります。

※1 台数には限りがあります。詳細については、本校ホームページ掲載の「群馬県立高等学校等における学習用端末等の貸与に関する要領」「群馬県立高等学校等におけるモバイルルータ等の貸与に関する要領」を御確認下さい。原則は、各家庭でWi-fi環境を整えるようお願いいたします。

※2 別途通知します。